

住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の聴取に関する実施要領

監査委員申合せ
平成29年5月25日 制定
令和2年4月1日 一部改正

(趣旨)

第1条 この実施要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項の規定に基づき、請求人の証拠の提出又は請求人からの陳述の聴取若しくは知事等の執行機関若しくは職員からの陳述の聴取の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(請求人の証拠の提出)

第2条 住民監査請求をした者（以下「請求人」という。）は、法第242条第7項の規定により、監査委員に対して、証拠の提出をすることができる。

2 前項の規定による証拠の提出は、請求人がした住民監査請求に関して監査委員が当該請求人から陳述の聴取を行う時までに提出するものとする。

3 請求人は、郵送により証拠の提出をすることができる。この場合における証拠の提出の期限は、前項の規定にかかわらず、監査委員が当該請求人から陳述の聴取を行う日の前日までとする。

(請求人からの陳述の聴取)

第3条 法第242条第7項の規定による請求人からの陳述の聴取（以下「請求人からの陳述の聴取」という。）は、監査委員がその期日及び場所を指定して行うものとする。

2 請求人からの陳述の聴取は、複数の請求人が陳述することを妨げない。

3 請求人からの陳述の聴取における請求人の陳述時間は、請求人の人数にかかわらず、一件の住民監査請求につき30分以内とする。ただし、監査委員が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(請求人の陳述)

第4条 請求人からの陳述の聴取において、陳述することができる者は、請求人（請求人が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人とする。

2 請求人は、監査委員に対して代理人選任届を提出することにより、請求人からの陳述の聴取において、代理人に陳述させることができる。

3 請求人からの陳述の聴取において、陳述する者（以下「陳述人」という。）は、監査委員の指示に従って陳述しなければならない。

4 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わない場合、陳述の聴取を中止することができる。

5 監査委員は、請求人が相当多数の場合、請求人が選出した代表者に陳述させることができる。

(関係職員等からの陳述の聴取)

第5条 監査委員は、必要があると認めるときは、提出のあった住民監査請求と関係のある知事その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）から陳述の聴取を行うことができる。

- 2 前条第3項から第5項までの規定は、前項に規定する関係職員等からの陳述の聴取について準用する。この場合において、前条第3項中「請求人からの陳述の聴取」とあるのは「関係職員等からの陳述の聴取」と、同条第5項中「請求人」とあるのは、「関係職員等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(陳述の聴取の立会い)

第6条 監査委員は、第3条又は前条の規定による陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、当該陳述の聴取に関係職員等又は請求人を立ち合わせることができる。

- 2 前項の規定により陳述の聴取に立ち会うこととされた関係職員等又は請求人（以下「立会人」という。）は、監査委員の指示に従って当該陳述の聴取に立ち会うものとする。
- 3 監査委員は、立会人が監査委員の指示に従わない場合、立会人に対し退場を命じることができる。
- 4 監査委員は、立会人が相当多数の場合、立会人の人数を制限することができる。

(陳述の聴取の公開)

第7条 第3条又は第5条の規定による陳述の聴取は、原則として公開で行うものとする。ただし、監査委員は、当該陳述の聴取を公開で行うことに支障があると認められる場合又は請求人若しくは関係職員等から非公開の希望がある場合、当該陳述の聴取を非公開とすることができる。

(傍聴)

第8条 第3条又は第5条の規定による陳述の聴取は、傍聴することができる。ただし、前条の規定により非公開で行うこととされた陳述の聴取は、この限りでない。

- 2 陳述の聴取を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、一件の住民監査請求につき10人とする。ただし、監査委員は、会場の状況等の都合により、傍聴人の定員を変更することができる。

(傍聴の手續等)

第9条 陳述の聴取の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の用紙に氏名及び住所を記載して傍聴を申し込まなければならない。

- 2 傍聴人は、前項に規定する傍聴申込手續を終えた傍聴希望者から先着順で決定する。ただし、監査委員が特に必要があると認めるときは、先着順以外の方法で傍聴人を決定することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者（以下「報道関係者」という。）は、所属する報道機関の名称及び氏名を申し出ることにより、取材のため陳述の聴取を傍聴することができる。

(入場の禁止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述の聴取を行う会場（以下「陳述会場」という。）に入場することができない。

- 一 銃器、刀剣、棒、旗竿、その他他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク又は映写機の類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- 六 酒気を帯びていると認められる者
- 七 その他陳述の聴取の円滑な実施を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人等の守るべき事項)

第11条 陳述会場において、傍聴人、立会人及び報道関係者は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 陳述に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 二 野次、放歌、高笑その他の陳述の円滑な進行を妨げる行為をしないこと。
- 三 みだりに所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- 四 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。
- 五 喫煙し、又は飲食をしないこと。
- 六 その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の聴取の円滑な実施を妨害するような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の制限)

第12条 陳述会場において、請求人（陳述人を含む。）、傍聴人、立会人及び報道関係者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は陳述内容の録音等をしてはならない。ただし、監査委員の指定する陳述の聴取の開始前の時間内において、陳述会場を撮影する場合は、この限りでない。この場合において、撮影をしようとする者は、被写体に含まれる者の同意を得るものとする。

(傍聴人又は報道関係者の退場)

第13条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、傍聴人又は報道関係者に退場を命じることができる。

- 一 監査委員が第7条ただし書の規定により陳述の聴取を非公開としたとき。
 - 二 傍聴人又は報道関係者が第11条の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により退場を命じられた者は、直ちに退場しなければならない。

(陳述の聴取の記録等)

第14条 監査委員事務局長は、監査委員により陳述の聴取が行われたときは、当該陳述の聴取に出席してその内容を記録し、及び整理するものとする。

(その他)

第15条 この実施要領に定めのない事項については、監査委員の協議により、別途、決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、平成29年7月1日から施行する。

(住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準の廃止)

- 2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準（平成15年12月11日監査委員申合せ）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この実施要領の施行の際現に監査委員に対し提出されている住民監査請求の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この実施要領は、令和2年4月1日から施行する。